

## 1 保健サービス

市民のみなさんの健康づくりのため、各種健診や保健指導、栄養指導を行っています。

また、からだやこころの健康についての相談にも応じています。

詳しいことは、**区役所健康相談コーナー**（47ページ）にお問い合わせください。

### 子どもの健康診査

子どもの心身の発達・発育の節目に沿って、疾病等の予防や、早期発見・早期治療のために健康診査や検査を行っています。母子健康手帳に綴り込みの受診票を使ってもらえなく受診しましょう。

受診する検診など	子どもの年齢	場 所	検査料
先天性代謝異常等検査	生後5～7日	赤ちゃんが生まれた医療機関	検査は無料 採血料は有料 (生活保護世帯の人で登録医療機関で採血した場合無料です。)
4か月児健康診査	4か月児	登録医療機関	無 料
7か月児健康診査	7か月児	登録医療機関	無 料
1歳6か月児健康診査 1歳6か月児歯科健康診査 フッ化物塗布	1歳6か月児	登録医療機関 登録歯科医療機関	無 料
3歳児健康診査 (視聴覚健康診査もあります) 3歳児歯科健康診査 フッ化物塗布	3歳児	登録医療機関 登録歯科医療機関	無 料
新生児聴覚検査事業	生後27日以内	登録医療機関	検査料一部公費助成

### お父さんお母さんの健康診査

お父さんお母さんの健康管理のため次の健康診査などを行っています。ぜひ受診してください。

受診する検診など	対象者	場 所	検査料
妊婦健康診査	妊 婦	登録医療機関	公費助成
産婦健康診査	産 婦	登録医療機関	公費助成
妊産婦歯科健診	妊婦及び産婦 (出産後1年以内の人)	登録歯科医療機関	無料
親子歯科健診	1歳6か月児の保護者	登録歯科医療機関	無料
特 定 健 診	40～74歳の人 (国保加入者のみ)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	無料
基本健診	40歳以上の人 (生活保護受給世帯のみ)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	無料
若者健診	18～39歳の人 (職場等で受診機会のない人)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	1,000円
胃がん検診	35～39歳の人 (職場等で受診機会のない人)	区役所、市民センターなど	1,000円
	40歳以上の人 (職場等で受診機会のない人)	指定医療機関	900円 1,000円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (職場等で受診機会のない人)	指定医療機関	1,000円
乳がん検診	40歳以上の女性 (職場等で受診機会のない人)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	1,000円
大腸がん検診	40歳以上の人 (職場等で受診機会のない人)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	500円

受診する検診など	対象者	場 所	検査料
結核・肺がん検診	40歳以上の人 (職場等で受診機会のない人)	区役所、市民センターなど	無料 (結核検査は300円)
前立腺がん検診	50歳以上の男性 (職場等で受診機会のない人)	指定医療機関 区役所、市民センターなど	1,000円
骨粗しょう症検診	18歳以上の人 (職場等で受診機会のない人)	区役所、市民センターなど	500円
肝炎ウイルス検査	年齢にかかわらず 過去に受診したことがない人	指定医療機関 区役所、市民センターなど	無料
歯周病(歯周疾患)検診	30歳・40歳・50歳 60歳・70歳の人	登録歯科医療機関	500円 (70歳は無料)

※日程など詳しくは各区役所健康相談コーナー（47ページ）にお問い合わせください。

※市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は、自己負担はありません(妊婦健診を除く)。事前に各区役所の健康相談コーナー・保護課で無料受診券の交付を受けてください。

※歯周病(歯周疾患)検診は、市が交付する歯周病検診受診券が必要です。(受診券は誕生月の末日に発送)

## 2 子ども医療

北九州市では、子どもの健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。この助成を受けるには、申請が必要です。

### 子ども医療を受けられる人

北九州市に住所を有し、健康保険に加入している18歳(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子ども。

ただし、生活保護を受けている人は子ども医療を受けることができません。

### 医療費の助成範囲

医療費のうち、保険診療による自己負担額から下記金額を除いた分を助成します。薬局での自己負担はありません。

対 象	通 院	入院
3歳未満	無 料	無料
3歳以上小学校就学前	1医療機関あたり 600円/月まで	
小学生	1医療機関あたり 1,200円/月まで	
中学生以上18歳まで	1医療機関あたり 1,600円/月まで	

※次のものは助成対象になりません。

- ・入院時の食事代(標準負担額)
- ・保険診療以外の医療費等

こんなときはすぐに下記の申請・問い合わせ先へ

- 住所や氏名が変わったとき。
- 健康保険の種類又は記載事項が変わったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- 交通事故で医療証を使用するとき。

### ◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の  
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ

### 3 ひとり親家庭等医療

北九州市では母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。

この助成を受けるには、申請が必要です。

#### ひとり親家庭等医療を受けられる人

北九州市に住所を有し、健康保険に加入している人で、次のいずれかに該当する人。

- 母子家庭の母と児童
- 父子家庭の父と児童
- 父母のいない児童

※児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方をいいます。(未就学児は子ども医療を適用します。)

※生活保護を受けている人、本人又は扶養義務者の前年の所得(1~9月申請の場合は前前年所得)が一定の所得制限限度額以上の人は、ひとり親家庭等医療を受けることができません。

#### 医療費の助成範囲

医療費のうち保険診療による自己負担額から下記金額を除いた分を助成します。薬局での自己負担はありません。

対象	通院	入院
母子・父子家庭の児童 または父母のいない児童	1医療機関あたり 800円/月まで	無料
母子家庭の母または父子家庭の父で 現に児童を扶養している人	1医療機関あたり 800円/月まで	1日500円 (月上限7日まで)

※次のものは助成対象になりません。

- ・入院時の食事代(標準負担額)等
- ・保険診療以外の医療費等

こんなときはすぐに下記の申請・問い合わせ先へ

- 住所や氏名が変わったとき。
- 健康保険の種類又は記載事項が変わったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- ひとり親家庭等でなくなったとき。
- 交通事故で医療証を使用するとき。
- 医療証の更新申請書が届いたとき(年1回)。
- 扶養義務者が変わったとき

### 4 障害者自立支援医療(育成医療)

肢体不自由、視覚、聴覚、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓、腎臓、小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害をもつ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待でき、保護者の収入が一定額未満の場合、指定医療機関における必要な医療給付を行います。ただし、世帯の収入に応じて一部費用負担があります。

### 5 小児慢性特定疾病医療

18歳未満の児童(18歳未満までにこの事業の対象となっており、18歳以後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで)が、小児慢性特定疾患群の治療を指定医療機関で受けたとき、被保険者の負担した額を助成します。ただし、一部自己負担額が生じることがあります。また、治療や学校等への連絡、急変時の対応に役立するため、小児慢性特定疾病児童手帳を交付しています。また、在宅での日常生活に著しく支障がある児童に対し、車イスや特殊ベッド等の日常生活用具を給付します。ただし、世帯の収入に応じて一部費用負担があります。

#### ◆申請・問い合わせ先◆

3 4 5

あなたの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ

### 6 重度障害者医療

北九州市では、重度障害者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。

この助成を受けるには、申請が必要です。

#### 重度障害者医療を受けられる人

北九州市に住所を有し、健康保険に加入している人で、次のいずれかの交付を受けている人。

- 身体障害者手帳(1級又は2級)
- 療育手帳(A判定)
- 精神障害者保健福祉手帳(1級)

ただし、生活保護を受けている人、65歳以上の人で後期高齢者医療に加入していない人、前年の所得(1~9月申請の場合は前前年所得)が一定の所得制限限度額以上の人は、重度障害者医療を受けることはできません。

#### 医療費の助成範囲

医療費のうち、保険診療による自己負担額を助成します。

※次のものは助成対象になりません。

- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人の精神病床への入院医療費

※ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までは助成対象のため無料

- ・入院時の食事代(標準負担額)等
- ・保険診療以外の医療費等

こんなときはすぐに下記の申請・問い合わせ先へ

- 住所や氏名が変わったとき。
- 健康保険の種類又は記載事項が変わったとき。
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の記載事項が変わったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- 交通事故で医療証を使用するとき。

#### ◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の  
区役所高齢者・障害者相談コーナー(47ページ)へ

7 救急医療

いざというときのために／北九州市の救急医療について

●夜間・休日に「急病」「けが」をしたときは…

1. ますかかりつけ医に相談してください。
2. かかりつけ医が不在のときは、下記の **電話相談窓口** に電話してください。

福岡県小児救急医療電話相談	#8000 もしくは092-731-4119
平日 19時から翌朝7時まで 土曜 12時から翌朝7時まで 日祝 7時から翌朝7時まで	
福岡県救急医療電話相談	#7119 もしくは092-471-0099
24時間・年中無休	
テレフォンセンター (夜間・休日急患センター内)	TEL 093-522-9999
24時間・年中無休	

子どもが休日・夜間に病気やけがをしたときは…

診療日・診療時間については変更する場合がありますので、詳しくは上記の **テレフォンセンター** にお問い合わせください。

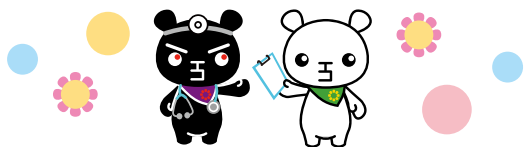
医療機関名	住 所	診 療 時 間	連絡先(☎)
夜間・休日急患センター 【総合保健福祉センター1階】	小倉北区馬借一丁目7-1	月～土 19:30～23:30 日曜・祝日 9:00～23:30 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	522-9999
門司休日急患診療所	門司区羽山一丁目1-24	日曜・祝日 9:00～17:00 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	381-9699
若松休日急患診療所	若松区藤ノ木二丁目1-29	日曜・祝日 9:00～17:00 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	771-9989

子どもが休日・夜間に病気やけがをしたときは…

医療機関名	住 所	診 療 時 間	連絡先(☎)
小児救急・小児総合医療センター 【市立八幡病院内】	八幡東区尾倉二丁目6-2	24時間365日	662-1759
国立病院機構小倉医療センター	小倉南区春ヶ丘10-1	24時間365日 ※受診前に電話連絡が必要です	921-8881
北九州総合病院	小倉北区東城野町1-1	月～金 17:00～翌7:00 土曜 13:00～翌7:00 日曜・祝日 9:00～翌7:00	921-0560
		※重症の場合は24時間365日	
地域医療機能推進機構九州病院	八幡西区岸の浦一丁目8-1	24時間365日 ※受診前に電話連絡が必要です	641-5111

夜間・休日に病気やけがをしたときは…

救急医療機関	診療科目	診療時間	電話番号
夜間・休日急患センター 小倉北区馬借一丁目7-1 総合保健福祉センター1階	内科 小児科 外科 整形外科 眼科(※)	【月～土】 午後7時30分～ 午後11時30分 【日曜・祝日】 午前9時～午後11時30分 ※眼科は他医療機関紹介の場合あり。 受診前にお問い合わせを。	522-9999
	耳鼻咽喉科	【土曜】 午後7時30分～ 午後11時30分 【日曜・祝日】 午前9時～午後11時30分	
	歯科	【日曜・祝日】 午前9時～午後5時 (各科とも、受け付けは診療終了時間の30分前まで)	
第2夜間・休日急患センター 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ地下1階	内科 外科 整形外科	【月～土】 午後7時30分～ 午後11時30分 【日曜・祝日】 午前9時～午後11時30分 (受け付けは診療終了時間の30分前まで)	641-3119
休日急患診療所	門司・門司区羽山一丁目1-24	【日曜・祝日】 午前9時～午後5時 (受け付けは診療終了時間の30分前まで)	381-9699
	若松・若松区藤ノ木二丁目1-29	内科 小児科	771-9989



## 生活福祉資金

低所得世帯等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を確保するため、資金の貸付と民生委員による必要な援助指導を行う制度です。

### 貸付金の種類

貸付金の種類、限度額などは下の表のとおりです。なお、母子・父子家庭及び寡婦の人は母子・父子・寡婦福祉資金(14ページ)をご利用ください。

### 相談受付

お近くの民生委員にご相談のうえ、北九州市社会福祉協議会へ。

## 申請の受付時期

随時受付をしています。

## 保証人

貸付を受ける方は、連帯保証人が原則として1人必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

### ◆問い合わせ先◆

北九州市社会福祉協議会 自立支援課 生活福祉資金相談コーナー  
☎882-4405

相談受付時間 9:00~12:00 13:00~16:30  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

## I 生活福祉資金貸付条件等一覧

資金の種類	限度額	年率(年)
<b>1 総合支援資金</b>	*失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行う	生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)とすることにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金
生活支援費	*最長1年間の生活費	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ●貸付期間 原則3ヶ月(最長12ヶ月)
住宅入居費	*敷金、礼金等	40万円以内
一時生活再建費	*生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用に対応	60万円以内
<b>2 福祉資金</b>	*低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とれる者に対して貸し付ける。	して、独立自活に必要な資金を他から受けることが困難であると認めら
福祉費	*日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	*資金の用途に応じて限度額を設定
緊急小口資金	*緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内
<b>3 教育支援資金</b>	*低所得世帯に属する者が、学校教育法に規定す	る高等学校等に就学するのに必要な経費
教育支援費	*就学するのに必要な授業料等	高校 月3.5万円以内 *特に必要と認める場合 短大・高専 月6万円以内 に限り、貸付上限額の 大学 月6.5万円以内 1.5倍の額まで貸付可能
就学支度費	*就学するのに必要な入学金、教科書購入費用等	50万円以内
<b>4 不動産担保型生活資金</b>	*低所得者の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける	土地評価額の70%程度 月30万円以内
		3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率

## II 臨時特例つなぎ資金

資金の種類	限度額	年率(年)
臨時特例つなぎ資金	*住居のない離職者であって、離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始するまでの生活に困窮していること	10万円以内
		無利子

※上記の他にも貸付要件や必要書類があります。 ※返済を延滞した場合には、

年3.0%の延滞利子が発生します。

## 優遇制度

### たばこ小売店の許可

母子家庭の母や寡婦がたばこ店(小売販売業)を始める場合には許可の基準を一部緩和しています。

- 問い合わせ先は日本たばこ産業(株)福岡支社(092-303-0243)へ

### 税の軽減

ひとり親世帯の場合は、基礎控除や扶養控除等の各種控除のほか、一定の条件によりひとり親控除または寡婦控除の適用が受けられる場合があります。

- 問い合わせ先は税務署又は各区役所内の市民税課又は税務課へ

### JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受給している世帯は、JR通勤定期乗車券を3割引で購入できます。購入手続きは、区役所保健福祉課で交付する証明書を購入する駅に提出します。

- 問い合わせ先は、あなたの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ

### 少額貯蓄非課税制度

児童扶養手当、遺族基礎年金等の受給者は少額貯蓄非課税制度の適用が受けられます。

- 詳しいことは、各金融機関窓口でご相談ください。

## 交通遺児援護制度

交通遺児のすこやかな育成を図るために、次の制度があります。詳しくは問い合わせ先へ。

また、交通事故の相談は、北九州市役所2階にある安全・安心相談センター(582-2511)で行っています。相談は無料ですので、ご利用ください。(要予約)



## 災害遺児手当

この制度は(10ページ)の災害遺児手当の項を参照ください。

## 自動車事故対策機構交通遺児等貸付

保護者が自動車事故により死亡、または重度の後遺障害となった被害者家族の中学校卒業までの遺児等を対象に、無利子で育成資金の貸付を行っています。

### ◆問い合わせ先◆

独立行政法人自動車事故対策機構福岡主管支所  
☎092-451-7751

## 交通遺児育英会奨学金等貸付金

高校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校などの交通遺児を対象に、無利子で奨学金及び入学一時金の貸与をします。

### ◆問い合わせ先◆

公益財団法人交通遺児育英会  
☎0120-52-1219(フリーダイヤル)

## 山九交通遺児奨学金

高校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校(高等課程、専門課程)に在学する交通遺児で、本人又は主たる生計維持者が市内に住所を有する方を対象に奨学金を給与(返還不要)しています。(いずれも通信制の過程を除きます)

### ◆問い合わせ先◆

北九州市 総務市民局 安全・安心推進課 都市整備係  
☎582-2866

## 交通遺児育成基金給付金

損害保険会社等から支払われる損害賠償金等の中から交通遺児(16歳未満)が拠出金を出し、これに国及び民間からの援助金を加えて、0歳から満19歳になるまで年齢に応じて給付金を支給します。

### ◆問い合わせ先◆

公益財団法人交通遺児等育成基金  
☎0120-16-3611(フリーダイヤル)

## 母子・父子福祉センターの事業

母子・父子福祉センターは、ひとり親(母子・父子)家庭や寡婦の方々の自立、生活の安定、福祉の向上に役立てていただくための施設です。

ここでは生活上の悩みや就職の相談をお受けしたり、仕事に必要な知識や技能を身につけるための講座などを無料で行っていきます。また、親子で楽しめるふれあい事業を多数企画しています。

### 一般相談他

困ったこと、悩みごとなどの相談をお受けします。

また、養育費について悩んでいる方、面会交流で不安に感じている方等に専門相談員や弁護士が相談に応じます。

### 法律相談

法律上の問題に、弁護士が相談に応じます。

### 就職相談会

雇用の確保・職場開拓促進のための就職相談会を開催しています。(詳しくは23ページをご覧ください。)

### 就業支援講習会

資格取得をして就職に役立てるものです。(詳しくは23ページをご覧ください。)

- パソコン
- 医療事務、介護事務、調剤薬局事務
- 日商簿記
- 色彩検定
- 介護職員初任者研修
- など

### ふれあい事業

ひとり親(母子・父子)家庭向けの『親と子のふれあい講座』やひとり親家庭の母及び寡婦向けの『リフレッシュ講座』などを行っています。(詳しくは17ページをご覧ください。)

### 就職相談

専門のキャリアカウンセラーが、相談者のニーズに応じて、就職や転職のためのプラン作りをはじめ、ハローワークへの同行などを行います。

※ウーマンワークカフェ北九州(小倉北区AIMビル2階)でも対応しています。

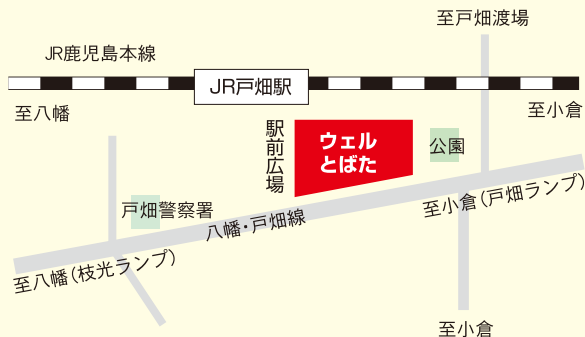
### 面会交流支援事業

離婚等で別居している親子の面会について、付き添いなどの支援を行います。

### 養育費確保サポート事業

公正証書等取り決め文書作成の手数料や養育費保証契約に係る保証料を助成します。また、養育費全般の相談をアドバイザーが受け付けます。

### ◆問い合わせ先◆



北九州市立母子・父子福祉センター  
北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 4階  
☎871-3224  
プログラム策定事業 専用電話 ☎884-1812

## (一財)北九州市母子寡婦福祉会

母子家庭、父子家庭や寡婦の方々の幸せを自分たちの手でつくるために同じ境遇のみなさんが集まって、語りあい、励ましあって、親睦と生活の向上を図るための自主的な団体です。

この会では研修会やレクリエーションをはじめ、スポーツ大会、母子寡婦福祉大会を行うなどいろいろな活動をしています。

さらに、独自事業としてひとり親家庭や、寡婦の生活の安定を図るために売店の経営を行っています。

また、全国組織として全国母子寡婦福祉団体協議会があり、母子寡婦福祉法、児童扶養手当法、年金、税制など母子寡婦福祉が、なお一層充実されるよう運動を進めています。

仲間と集い、語り合い、子育てや生活の不安を少しでも解決していきましょう。

### ●家庭生活支援員の派遣(日常生活支援事業)

支援員を自宅に派遣します。(北九州市の登録が必要)

※詳しくはP16を参照

### ◆問い合わせ先◆

一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会  
北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 4階  
(北九州市立母子・父子福祉センター内[上記の地図]) ☎871-3225

## 関係機関のご案内

### ◆福祉に関すること

名称	所在地	電話番号
門司区役所 (門司福祉事務所)	門司区清滝 一丁目1番1号	(代表) 331-1881 ■子ども家庭相談コーナー ○手当・保育所・医療に関すること/331-1891 ○子ども家庭相談に関すること/332-0115 ■保健福祉課(民生委員等に関すること)/331-1887 ■生活保護に関すること/331-1896 ■いのちをつなぐネットワークコーナー/331-1887 ■高齢者・障害者相談コーナー (手当・医療に関すること)/321-4800
小倉北区役所 (小倉北福祉事務所)	小倉北区大手町 1番1号	(代表) 582-3311 ■子ども家庭相談コーナー ○手当・保育所・医療に関すること/582-3434 ○子ども家庭相談に関すること/563-0115 ■保健福祉課(民生委員等に関すること)/582-3440 ■生活保護に関すること/582-3453 ■いのちをつなぐネットワークコーナー/582-3478 ■高齢者・障害者相談コーナー (手当・医療に関すること)/582-3430
小倉南区役所 (小倉南福祉事務所)	小倉南区若園 五丁目1番2号	(代表) 951-4111 ■子ども家庭相談コーナー ○手当・保育所・医療に関すること 951-1029(児童扶養手当等) 951-1031(児童手当等) 951-1032(保育所) ○子ども家庭相談に関すること/951-0115 ■保健福祉課(民生委員等に関すること)/951-4124 ■生活保護に関すること/951-1035 ■いのちをつなぐネットワークコーナー/951-1025 ■高齢者・障害者相談コーナー (手当・医療に関すること)/952-4800
若松区役所 (若松福祉事務所)	若松区浜町 一丁目1番1号	(代表) 761-5321 ■子ども家庭相談コーナー ○手当・保育所・医療に関すること/761-5926 ○子ども家庭相談に関すること/771-0115 ■保健福祉課(民生委員等に関すること)/761-3078 ■生活保護に関すること/761-4673 ■いのちをつなぐネットワークコーナー/761-3078 ■高齢者・障害者相談コーナー (手当・医療に関すること)/751-4800
八幡東区役所 (八幡東福祉事務所)	八幡東区中央 一丁目1番1号	(代表) 671-0801 ■子ども家庭相談コーナー ○手当・保育所・医療に関すること/671-6882 ○子ども家庭相談に関すること/661-0115 ■保健福祉課(民生委員等に関すること)/671-3022 ■生活保護に関すること/671-2814 ■いのちをつなぐネットワークコーナー/671-3022 ■高齢者・障害者相談コーナー (手当・医療に関すること)/671-4800
八幡西区役所 (八幡西福祉事務所)	八幡西区黒崎 三丁目15番3号	(代表) 642-1441 ■子ども家庭相談コーナー ○手当・保育所・医療に関すること 642-1449(手当・医療) 642-1448(保育所) ○子ども家庭相談に関すること/642-0115 ■保健福祉課(民生委員等に関すること)/642-1334 ■生活保護に関すること/642-7395 ■いのちをつなぐネットワークコーナー/642-1334 ■高齢者・障害者相談コーナー (手当・医療に関すること)/645-4800
戸畑区役所 (戸畑福祉事務所)	戸畑区千防 一丁目1番1号	(代表) 871-1501 ■子ども家庭相談コーナー ○手当・保育所・医療に関すること/881-9126 ○子ども家庭相談に関すること/881-0115 ■保健福祉課(民生委員等に関すること)/871-0855 ■生活保護に関すること/871-2334 ■いのちをつなぐネットワークコーナー/871-0855 ■高齢者・障害者相談コーナー (手当・医療に関すること)/881-4800

### ◆健康・保健に関すること

名称	所在地	電話番号
門司区役所	門司区清滝 一丁目1番1号	(代表) 331-1881 ■高齢者・障害者相談コーナー 321-4800 ■健康相談コーナー 331-1888
小倉北区役所	小倉北区大手町 1番1号	(代表) 582-3311 ■高齢者・障害者相談コーナー 582-3430 ■健康相談コーナー 582-3440
小倉南区役所	小倉南区若園 五丁目1番2号	(代表) 951-4111 ■高齢者・障害者相談コーナー 951-4126 ■健康相談コーナー 951-4125
若松区役所	若松区浜町 一丁目1番1号	(代表) 761-5321 ■高齢者・障害者相談コーナー 751-4800 ■健康相談コーナー 761-5327
八幡東区役所	八幡東区中央 一丁目1番1号	(代表) 671-0801 ■高齢者・障害者相談コーナー 671-4800 ■健康相談コーナー 671-6881
八幡西区役所	八幡西区黒崎 三丁目15番3号	(代表) 642-1441 ■高齢者・障害者相談コーナー 645-4800 ■健康相談コーナー 642-1444
戸畑区役所	戸畑区千防 一丁目1番1号	(代表) 871-1501 ■高齢者・障害者相談コーナー 881-4800 ■健康相談コーナー 871-2331

### ◆区役所

名称	所在地	電話番号
門司区役所	門司区清滝 一丁目1番1号	(代表) 331-1881 ■市営住宅・市公社住宅相談コーナー (内)671-672 ■国保年金課年金係 331-0522
小倉北区役所	小倉北区大手町 1番1号	(代表) 582-3311 ■市営住宅・市公社住宅相談コーナー 582-3488 ■国保年金課年金係 582-3404
小倉南区役所	小倉南区若園 五丁目1番2号	(代表) 951-4111 ■市営住宅・市公社住宅相談コーナー (内)671-672 ■国保年金課年金係 951-4117
若松区役所	若松区浜町 一丁目1番1号	(代表) 761-5321 ■市営住宅・市公社住宅相談コーナー (内)671-672 ■国保年金課年金係 761-2961
八幡東区役所	八幡東区中央 一丁目1番1号	(代表) 671-0801 ■市営住宅・市公社住宅相談コーナー (内)671-672 ■国保年金課年金係 671-0802
八幡西区役所	八幡西区黒崎 三丁目15番3号	(代表) 642-1441 ■市営住宅・市公社住宅相談コーナー (内)671-672 ■国保年金課年金係 642-1330
戸畑区役所	戸畑区千防 一丁目1番1号	(代表) 871-1501 ■市営住宅・市公社住宅相談コーナー (内)671-672 ■国保年金課年金係 881-0622

### ◆北九州市社会福祉協議会(各区窓口)

区	所在地	電話番号
門司区事務所	門司区清滝一丁目1番1号	331-3688
小倉北区事務所	小倉北区大手町1番1号	571-5452
小倉南区事務所	小倉南区若園五丁目1番2号	951-5388
若松区事務所	若松区浜町一丁目1番1号	761-3422
八幡東区事務所	八幡東区中央一丁目1番1号	681-6601
八幡西区事務所	八幡西区黒崎三丁目15番3号	642-5035
戸畑区事務所	戸畑区千防一丁目1番1号	871-3259

### ◆その他の機関

名称	所在地	電話番号
小倉北年金事務所	小倉北区大手町1番3号	583-8340
小倉南年金事務所	小倉南区下曾根一丁目8番6号	471-8873
八幡年金事務所	八幡西区岸の浦一丁目5番5号	631-7962
街角の年金相談センター 北九州	八幡西区西曲里町2番1号 黒崎テクノプラザ1-1階	645-6200

## 北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、  
ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、  
よりいっそうの市民参加による  
まちづくりをめざしています。

このふるさとに、実りある未来を築くため、  
わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします  
きまりを守り 安全なまちにします  
人を大切にし ふれあいの輪をひろげます  
元気で働き 明るい家庭をつくります

